

令和2年1月23日
年金記録の訂正手続きに係る
地方厚生(支)局担当者会議

資料1

第4回中国四国地方年金記録訂正審議会総会
令和2年4月10日

資料4

第7回年金記録訂正分科会の報告

令和2年1月
年金局年金記録審査室

社会保障審議会年金記録訂正分科会 委員名簿

令和元年6月27日現在

いけだ えりこ
池田 恵利子 (いけだ権利擁護支援ネット理事)

いしくら まさひと
石倉 正仁 (埼玉県社会保険労務士会会長)

おおにし むねあき
大西 宗明 (大阪府社会保険労務士会副会長)

かくらい さとる
加倉井 覚 (東京都年金委員会連合会監事)

こうづ しんいち
神津 信一 (日本税理士会連合会会長)

◎ しらはせ さわこ
白波瀬 佐和子 (東京大学大学院人文社会系研究科教授)

すずき ゆみ
鈴木 由美 (滝野・鈴木法律事務所 (弁護士))

○ せがわ とおる
瀬川 徹 (瀬川徹法律事務所 (弁護士))

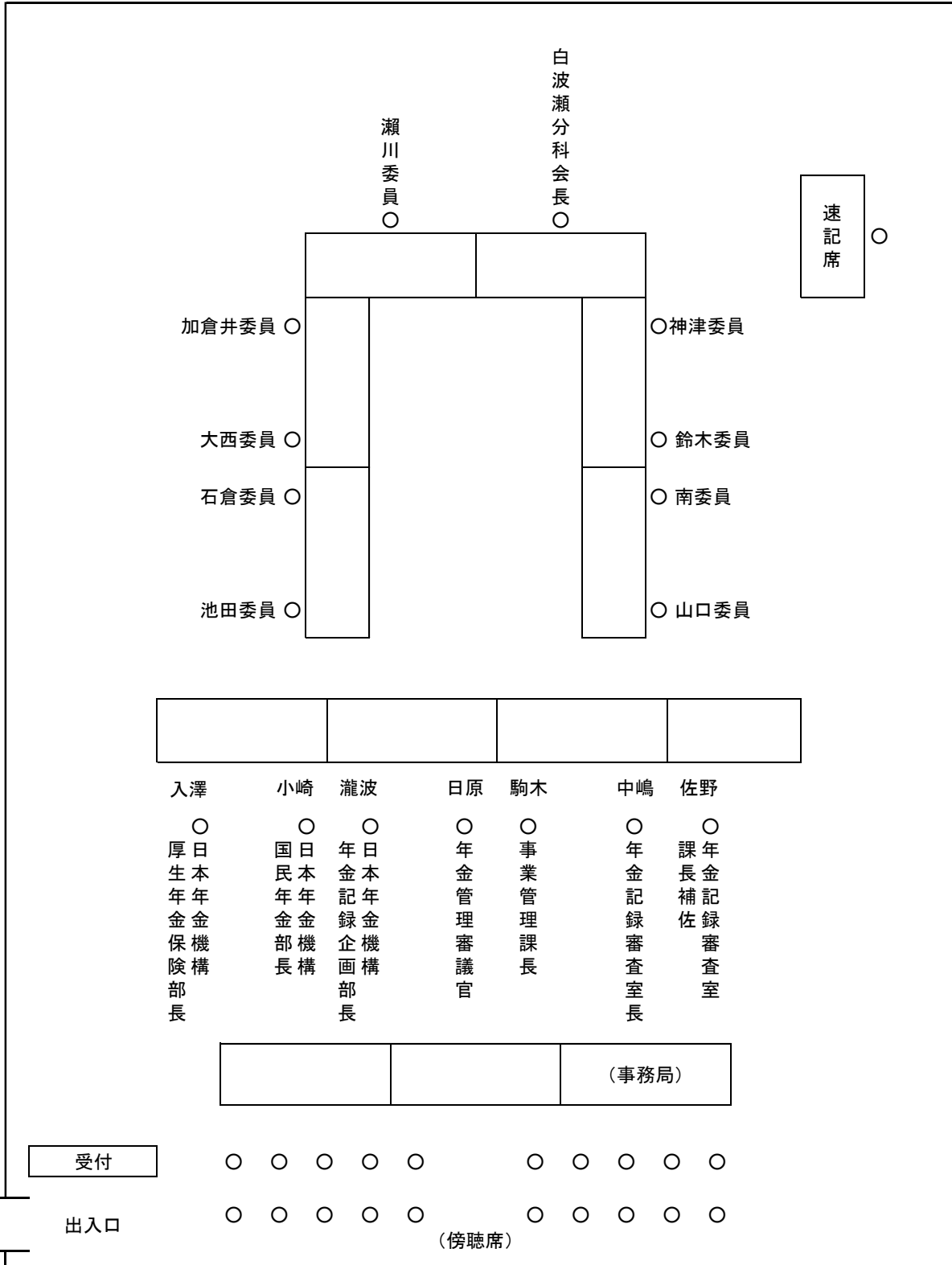
みなみ まさご
南 砂 (読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長)

やまぐち ゆきこ
山口 由紀子 (相模女子大学副学長・教授)

(五十音順、敬称略)

「第7回社会保障審議会年金記録訂正分科会」 座席図

令和元年12月24日(火)15時00分～
 於：厚生労働省11階 共用第8会議室



年金記録の訂正に関する事業状況

(平成30年度事業状況及び令和元年度上期概況)

令和元年12月
厚生労働省年金局

年金記録の訂正に関する事業状況 目次

I 訂正請求の受付・処理状況		3 処分別の状況	
1 受付状況		(1) 請求期間の分類(事案類型)別	18
(1) 訂正請求の受付状況の概況	1	(2) 請求期間(時期)別	20
(2) 制度別の受付件数	2	(3) 請求期間の月数別	21
(3) 地方厚生(支)局別の受付件数	2	(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況	22
2 処理状況		4 関連資料・周辺事情の状況	
(1) 制度別・処理事案別の処理件数	3	(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況	23
(2) 訂正手続における記録訂正の推移	7	(2) 主な積極的事情・消極的事情	26
3 請求取下げ等の状況	8	5 日本年金機構段階の訂正状況	28
4 処理中事案の状況	9	III その他の事業状況	
5 処理期間の状況		1 地方年金記録訂正審議会	30
(1) 厚生局処理事案に係る処理期間	10	2 審査請求	32
(2) 機構処理事案に係る処理期間	10	3 訴訟	35
II 請求内容・処分の状況		IV 事務実施体制	
1 請求者等の状況		1 事務執行体制	36
(1) 請求者区分別・被保険者性別別	11	2 諮問機関	37
(2) 被保険者年齢階層別	12	参考資料1 年金記録の訂正手続について	38
(3) 被保険者の区分別	13	参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)	39
(4) 請求者住所地別	14	参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)	41
2 事案類型・請求期間の状況		参考資料4 関係条文	43
(1) 請求期間の分類(事案類型)別	15		
(2) 請求期間(時期)別	16		
(3) 請求期間の月数別	17		

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 平成30年度の受付状況

- 平成30年度の訂正請求の受付件数は3,425件であり、前年度同期(平成29年4月から平成30年3月まで)に比べて、1,196件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金3,061件(前年度同期比1,145件減)、国民年金336件(同37件減)、脱退手当金28件(同14件減)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向が続いている。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が全体の約9割を占めている。

② 令和元年度上期の受付状況

- 令和元年度上期(平成31年4月から令和元年9月まで。以下同じ)における訂正請求の受付件数(速報値)は2,040件であり、前年度同期に比べて、195件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金1,853件(前年度同期比206件増)、国民年金169件(同12件減)、脱退手当金18件(同1件増)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度上期 (速報値)	
厚生年金	7,368	(86.5%)	4,818	(91.0%)	4,206	(91.0%)	3,061	(89.4%)	1,853	(90.8%)
(個別請求)	3,902	(45.8%)	2,214	(41.8%)	1,620	(35.1%)	931	(27.2%)	819	(40.1%)
(一括請求)	3,466	(40.7%)	2,604	(49.2%)	2,586	(56.0%)	2,130	(62.2%)	1,034	(50.7%)
国民年金	1,060	(12.4%)	435	(8.2%)	373	(8.1%)	336	(9.8%)	169	(8.3%)
脱退手当金	88	(1.0%)	39	(0.7%)	42	(0.9%)	28	(0.8%)	18	(0.9%)
合計	8,516	(100.0%)	5,292	(100.0%)	4,621	(100.0%)	3,425	(100.0%)	2,040	(100.0%)

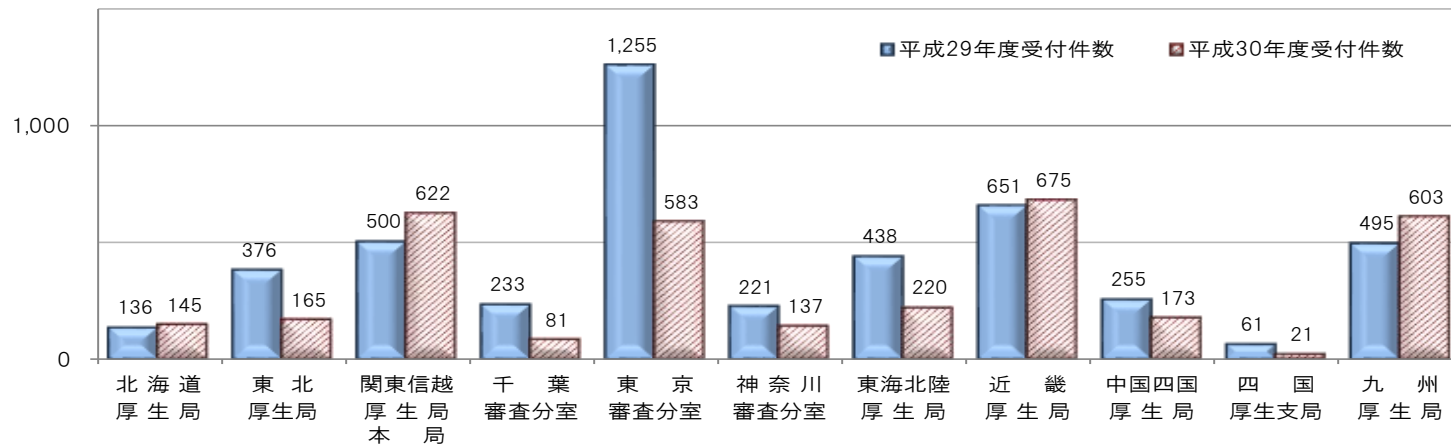
(件)

- 厚生年金(個別請求)
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- 厚生年金(一括請求)
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

(3) 地方厚生(支)局別の受付件数



I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	平成 28 年度						平成 29 年度						平成 30 年度						令和元年度上期(速報値)					
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計			
厚生局処理事案	1,636	156	1,792	467	42	2,301	1,307	171	1,478	350	31	1,859	716	64	780	310	29	1,119	290	38	328	113	12	453
訂正決定	1,031	143	1,174	65	2	1,241	902	148	1,050	44	3	1,097	390	62	452	43	2	497	156	38	194	10	1	205
(全期間訂正)	856	131	987	49	2	1,038	772	142	914	41	3	958	309	62	371	30	2	403	114	38	152	3	1	156
(一部期間訂正)	175	12	187	16	0	203	130	6	136	3	0	139	81	0	81	13	0	94	42	0	42	7	0	49
不訂正決定	603	13	616	401	40	1,057	405	23	428	303	28	759	323	2	325	266	27	618	134	0	134	102	11	247
請求却下	2	0	2	1	0	3	0	0	0	3	0	3	3	0	3	1	0	4	0	0	0	1	0	1
機構処理事案	748	2,630	3,378	22	2	3,402	379	2,495	2,874	8	1	2,883	217	1,919	2,136	8	0	2,144	138	972	1,110	2	0	1,112
処理事案合計	2,384	2,786	5,170	489	44	5,703	1,686	2,666	4,352	358	32	4,742	933	1,983	2,916	318	29	3,263	428	1,010	1,438	115	12	1,565

訂正請求の取下げ等	304	136	440	58	5	503	182	37	219	36	2	257	115	104	219	41	2	262	51	17	68	13	0	81
-----------	-----	-----	-----	----	---	-----	-----	----	-----	----	---	-----	-----	-----	-----	----	---	-----	----	----	----	----	---	----

[参考]																								
機構処理事案 (一部期間訂正)	100	54	154				93	15	108				32	13	45									

- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所にて記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

○ 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
受付件数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	293,619
処理件数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	268,622
第三者委員会で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	235,750
訂正が必要と判断	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	113,233
訂正が不要と判断	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	122,517
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	32,872
確認申立ての取下げ等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	24,997

注1 ()内は、一月当たり件数である。

2 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

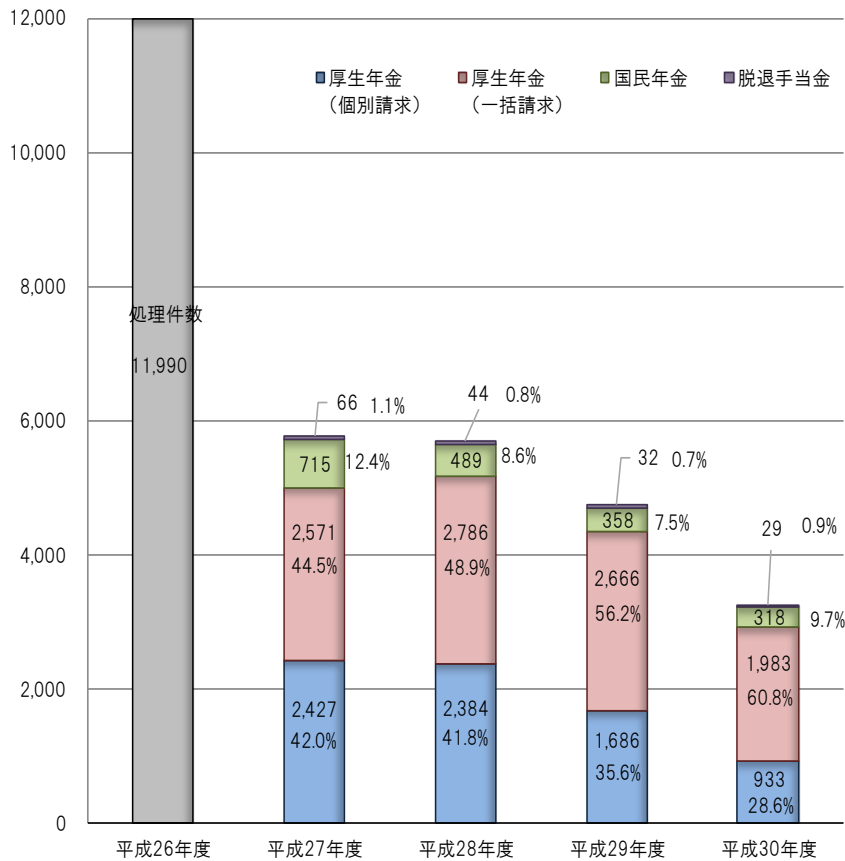
4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立の取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

I 訂正請求の受付・処理状況

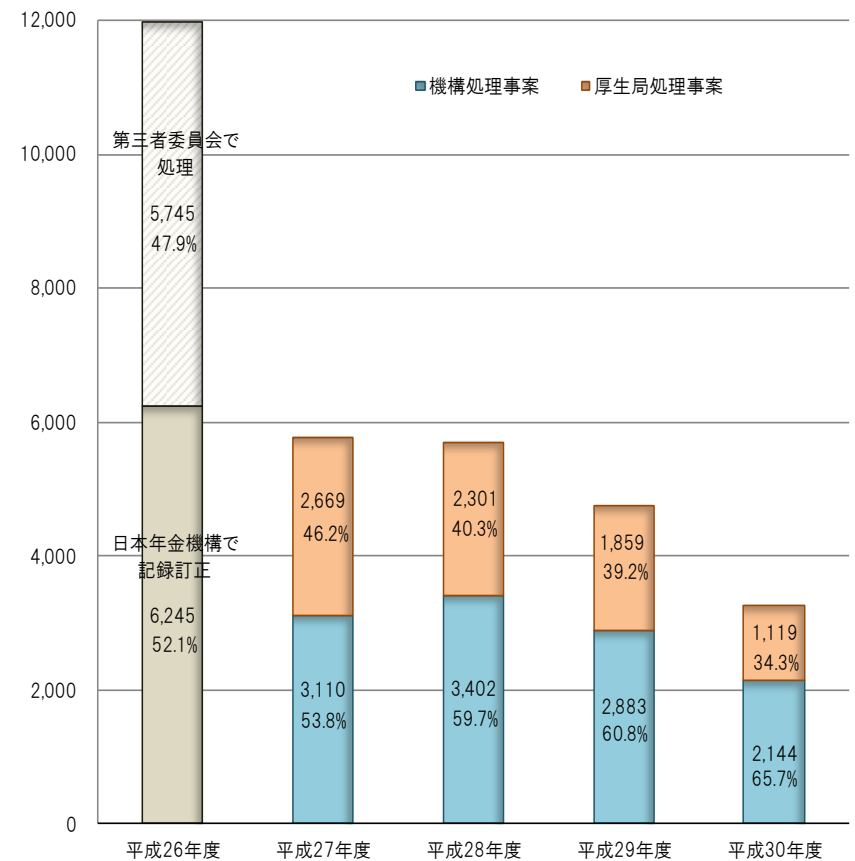
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

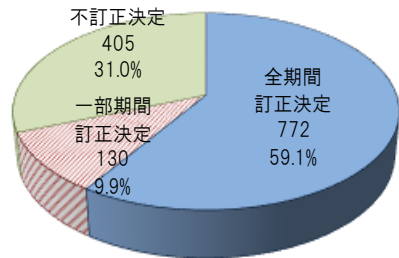
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

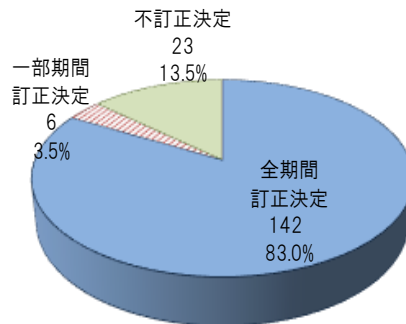
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈平成29年度〉

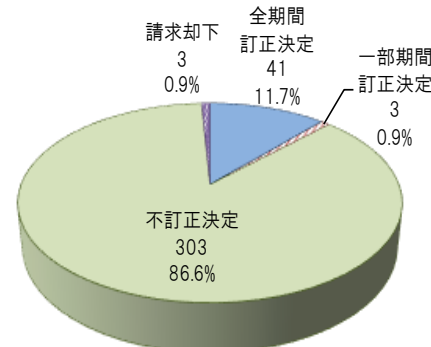
〔厚生年金(個別請求)〕



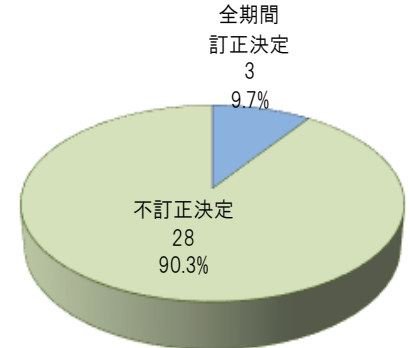
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

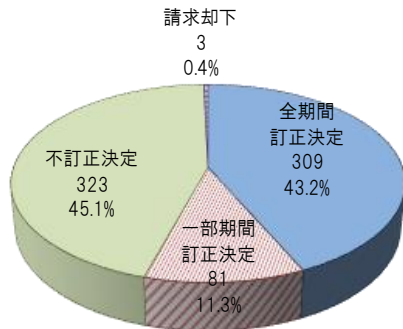


〔脱退手当金〕

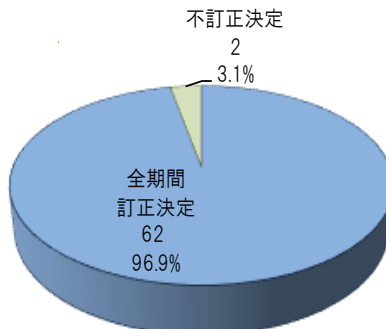


〈平成30年度〉

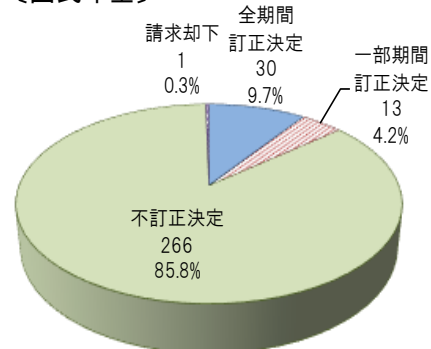
〔厚生年金(個別請求)〕



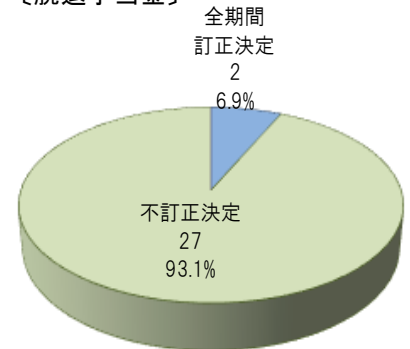
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕

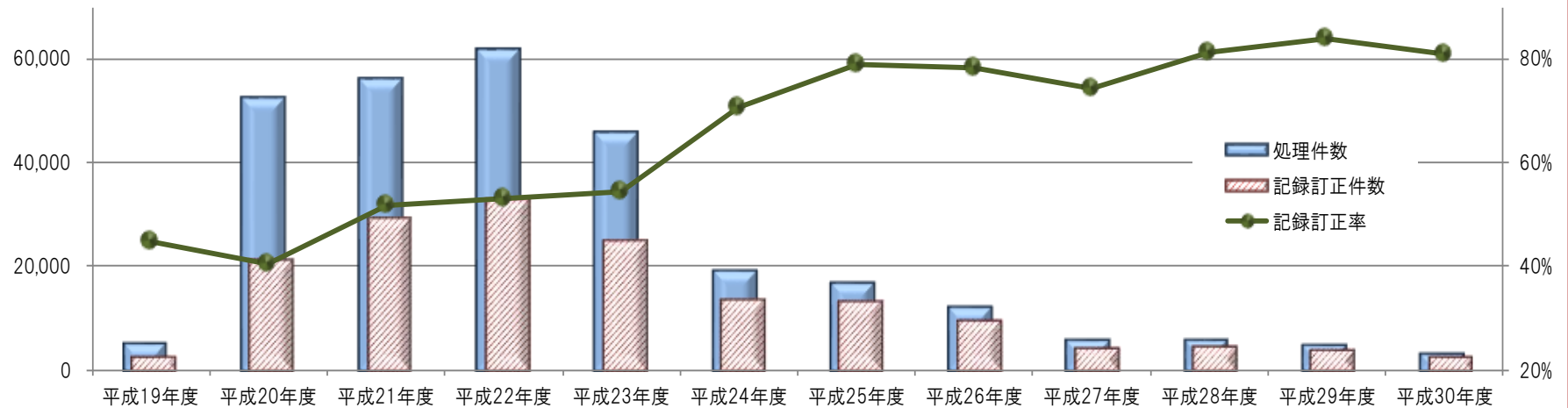


I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(2) 訂正手続における記録訂正の推移

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処理件数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742	3,263
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980	2,641
訂正必要 訂正決定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097	497
機構訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883	2,144
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%	80.9%



注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

注2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

注3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

I 訂正請求の受付・処理状況

3 請求取下げ等の状況

○ 請求取下げ等の件数(平成30年度)

		厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
		(個別請求)	(一括請求)	計			
請求取下げ		113	103	216	38	2	256
取下げ事由	請求事由の消滅	76	47	123	28	1	152
	請求者の都合	37	56	93	9	1	103
	請求者死亡	0	0	0	1	0	1
処理終了		2	1	3	3	0	6
合計		115	104	219	41	2	262
累計 (平成27年3月～平成31年3月)		933	348	1,281	222	15	1,518

- ・ 請求取下げ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に請求者又はその遺族から取下書が提出された事案
- ・ 処理終了 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に請求者が死亡したことにより、訂正請求の処理を終了した事案

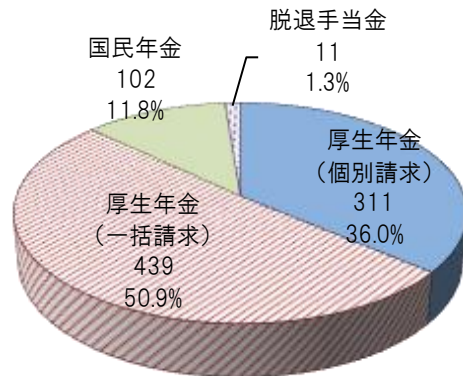
I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理中事案の状況

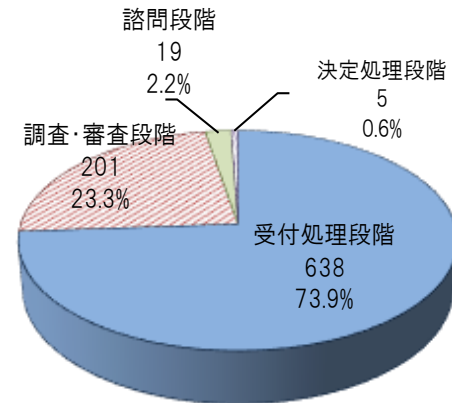
○ 処理中事案件数(平成30年度末現在)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 平成29年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	8,667	10,786	19,453	2,204	197	21,854	18,429
② 処理件数	7,423	9,999	17,422	1,880	171	19,473	16,213
③ 請求取下げ等の累計	933	348	1,281	222	15	1,518	1,256
処理中事案件数 (① - (② + ③))	311	439	750	102	11	863	960
日本年金機構の受付処理段階	162	426	588	45	5	638	686
地方厚生(支)局の調査・審査段階	131	13	144	52	5	201	260
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	15	0	15	4	0	19	8
地方厚生(支)局の決定処理段階	3	0	3	1	1	5	6

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

5 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 平成29年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	160.2 日	224.3 日	165.5 日	140.4 日	149.8 日	158.1 日	143 日	134.1 日
ア 機構受付処理期間	68.2 日	129.2 日	73.2 日	50.6 日	58.1 日	66.6 日	40 日	51.2 日
イ 厚生局処理期間	92.0 日	95.1 日	92.2 日	89.8 日	91.7 日	91.5 日	103 日	82.9 日
② 機構訂正処理期間	32.9 日	25.6 日	31.9 日	26.2 日	14.5 日	31.4 日	25 日	26.8 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、平成30年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)
 2 「② 機構訂正処理期間」は、平成30年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 平成29年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	75.8 日	74.8 日	74.9 日	59.9 日	-	74.8 日	81.3 日

注 処理期間は、平成30年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

各処理期間の定義

《厚生局処理事案》



① 訂正請求処理期間 「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)

ア 機構受付処理期間 訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間

イ 厚生局処理期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間

② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

《機構処理事案》

③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(1) 請求者区分別・被保険者性別別

(件)

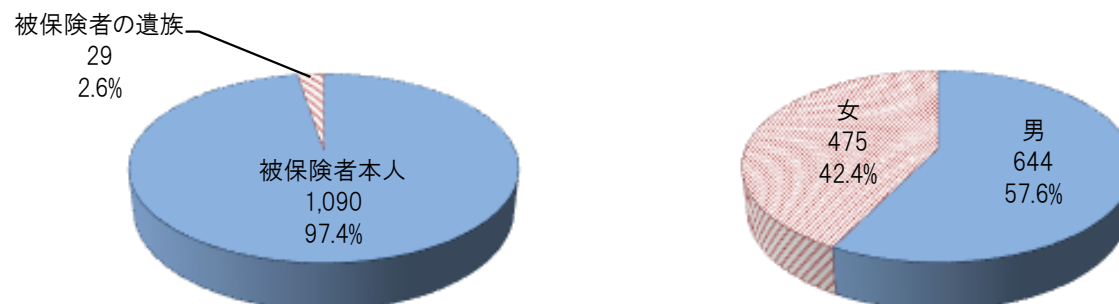
	請求者区分別								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金	469	287	756	20	4	24	489	291	780
（個別請求）	424	268	692	20	4	24	444	272	716
（一括請求）	45	19	64	0	0	0	45	19	64
国民年金	153	152	305	1	4	5	154	156	310
脱退手当金	1	28	29	0	0	0	1	28	29
合計	623	467	1,090	21	8	29	644	475	1,119

注1 平成30年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 「被保険者」には、現存被保険者の他、被保険者であった者を含む(以下同じ)。

3 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である(請求者(遺族)の性別ではない)。

《請求者区分別・被保険者性別別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

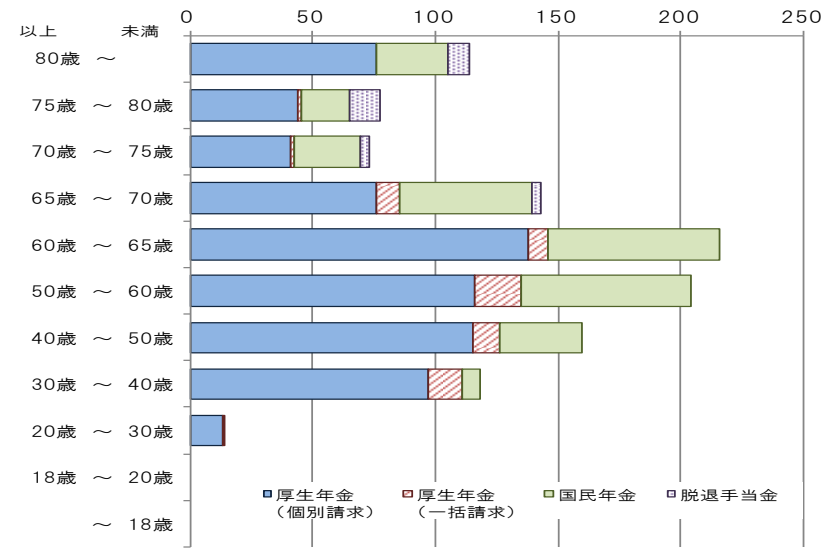
1 請求者等の状況

(2) 被保険者年齢階層別

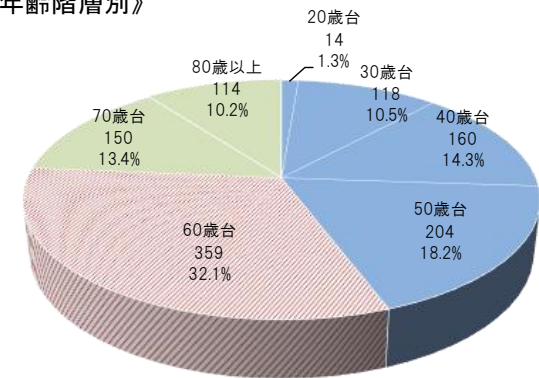
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳～	76	0	76	29	9	114
75歳～80歳	44	1	45	20	12	77
70歳～75歳	41	1	42	27	4	73
65歳～70歳	76	9	85	54	4	143
60歳～65歳	138	8	146	70	0	216
50歳～60歳	116	19	135	69	0	204
40歳～50歳	115	11	126	34	0	160
30歳～40歳	97	14	111	7	0	118
20歳～30歳	13	1	14	0	0	14
18歳～20歳	0	0	0	0	0	0
～18歳	0	0	0	0	0	0
合計	716	64	780	310	29	1,119

(件)

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別》



注1 平成30年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(3) 被保険者の区分別

(件)

	被 保 険 者 の 区 分			
	裁定済み者	納付要件充足者	その他	合 計
厚生年金	297	22	461	780
（個別請求）	281	22	413	716
（一括請求）	16	0	48	64
国民年金	130	22	158	310
脱退手当金	26	0	3	29
合 計	453	44	622	1,119
割 合	40.5%	3.9%	55.6%	100.0%

注 平成30年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

- 裁定済み者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者(年金受給者)
- 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者
- その他
「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者(現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等)

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(4) 請求者住所地別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
北海道	45	11	0	56 (6)
青森県	5	6	0	11 (23)
岩手県	6	2	0	8 (31)
宮城県	15	11	1	27 (11)
秋田県	5	2	1	8 (31)
山形県	4	0	0	4 (44)
福島県	6	2	0	8 (31)
茨城県	8	6	0	14 (18)
栃木県	7	4	0	11 (23)
群馬県	8	1	1	10 (28)
埼玉県	32	21	1	54 (7)
新潟県	13	2	0	15 (17)
山梨県	8	1	0	9 (29)
長野県	11	5	1	17 (16)
千葉県	42	19	1	62 (5)
東京都	122	63	1	186 (1)
神奈川県	72	27	2	101 (2)
富山県	7	7	0	14 (18)
石川県	9	3	0	12 (21)
岐阜県	9	5	0	14 (18)
静岡県	16	4	0	20 (15)
愛知県	45	17	2	64 (4)
三重県	9	1	1	11 (23)
福井県	2	3	0	5 (40)
滋賀県	3	4	1	8 (31)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
京都府	15	9	1	25 (14)
大阪府	46	20	3	69 (3)
兵庫県	23	10	2	35 (9)
奈良県	34	1	0	35 (9)
和歌山県	7	2	2	11 (23)
鳥取県	2	1	0	3 (45)
島根県	7	0	0	7 (35)
岡山県	21	5	0	26 (13)
広島県	23	4	0	27 (11)
山口県	9	3	0	12 (21)
徳島県	5	2	0	7 (35)
香川県	2	0	0	2 (47)
愛媛県	3	2	0	5 (40)
高知県	6	1	0	7 (35)
福岡県	34	14	4	52 (8)
佐賀県	4	2	0	6 (38)
長崎県	10	1	0	11 (23)
熊本県	5	1	0	6 (38)
大分県	4	3	2	9 (29)
宮崎県	2	1	0	3 (45)
鹿児島県	4	0	1	5 (40)
沖縄県	4	1	0	5 (40)
海外居住	1	0	1	2
合 計	780	310	29	1,119

注1 平成30年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 ()内は、合計件数の降順位である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

事案類型	平成29年度		平成30年度		事案類型の内容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	3,108	(100.0%)	1,649	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	2,064	(66.4%)	849	(51.5%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	788	(25.4%)	550	(33.4%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	247	(7.9%)	248	(15.0%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	9	(0.3%)	2	(0.1%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	616	(100.0%)	513	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	560	(90.9%)	455	(88.7%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	49	(8.0%)	53	(10.3%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	7	(1.1%)	5	(1.0%)	・第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	31	(100.0%)	29	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	31	(100.0%)	27	(93.1%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	2	(6.9%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合計	3,755		2,191		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

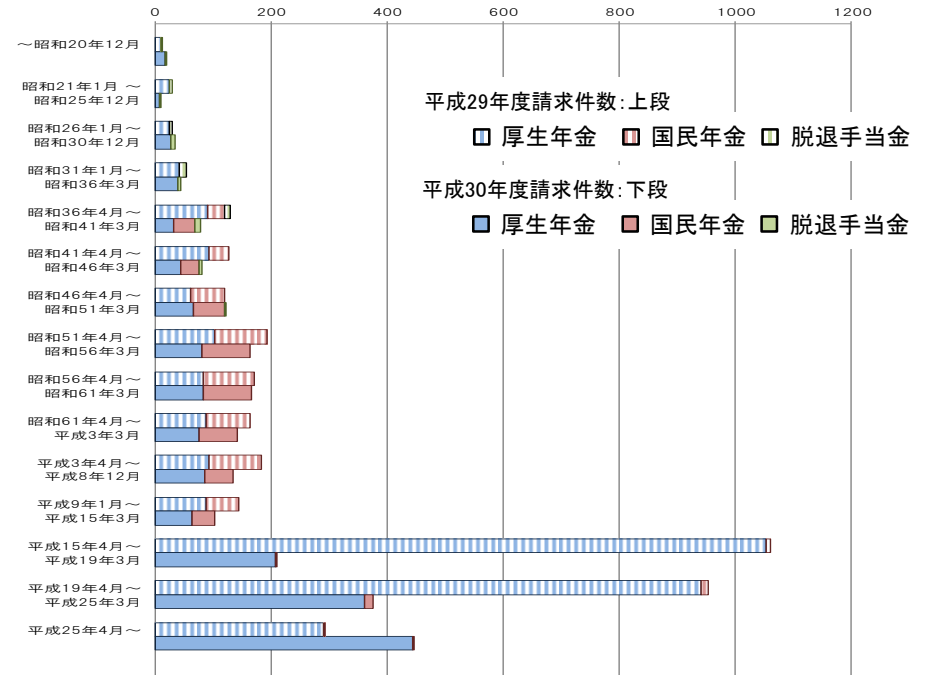
2 事案類型・請求期間の状況

(2) 請求期間(時期)別

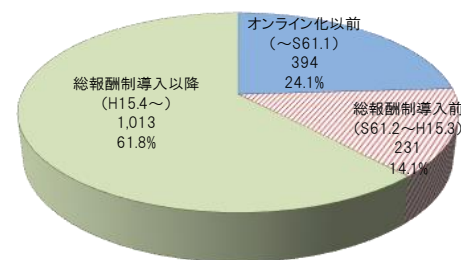
(件)

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以降	以前				
	～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	17	0	1	18
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	9	0	2	11
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	27	0	7	34
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	39	0	6	45
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	33	36	9	78
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	44	33	3	80
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	66	55	1	122
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	82	82	0	164
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	83	84	0	167
昭和61年4月	～ 平成3年3月	75	66	0	141
平成3年4月	～ 平成8年12月	85	49	0	134
平成9年1月	～ 平成15年3月	65	39	0	104
平成15年4月	～ 平成19年3月	207	2	0	209
平成19年4月	～ 平成25年3月	361	15	0	376
平成25年4月	～	445	1	0	446
不	明	0	0	0	0
合	計	1,638	462	29	2,129

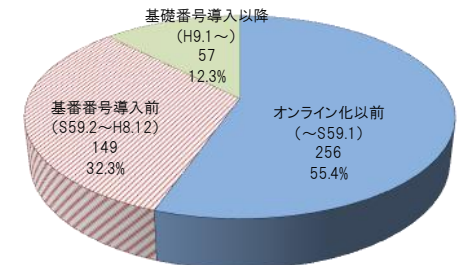
《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間(時期)別の状況》



《国民年金の請求期間(時期)別の状況》



注1 平成30年度の厚生局処理事案の請求件数である。
 2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

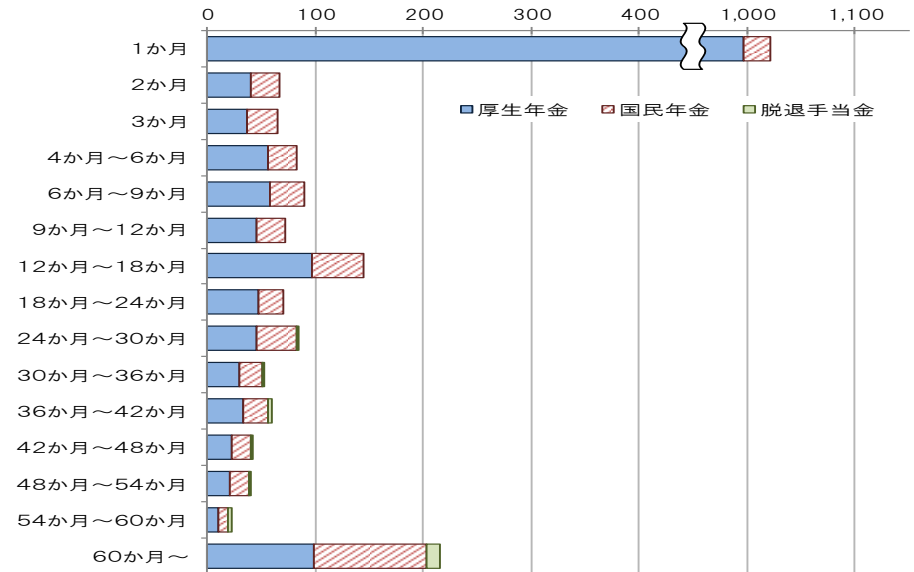
Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

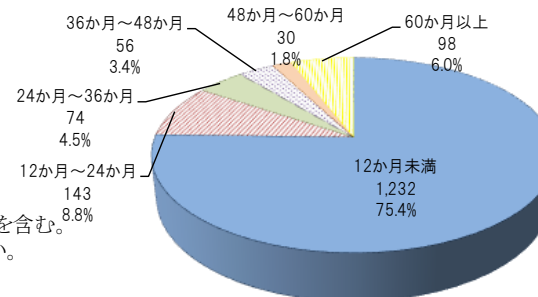
(3) 請求期間の月数別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上				
未満				
1か月	996	25	0	1,021
2か月	40	26	0	66
3か月	37	28	0	65
4か月～6か月	56	27	0	83
6か月～9か月	58	31	0	89
9か月～12か月	45	27	0	72
12か月～18か月	96	49	0	145
18か月～24か月	47	23	0	70
24か月～30か月	45	37	1	83
30か月～36か月	29	21	2	52
36か月～42か月	33	22	5	60
42か月～48か月	23	16	2	41
48か月～54か月	21	17	2	40
54か月～60か月	9	9	4	22
60か月～	98	104	13	215
不明	5	0	0	5
合計	1,638	462	29	2,129
平均月数	28.7月	40.0月	67.9月	33.7月

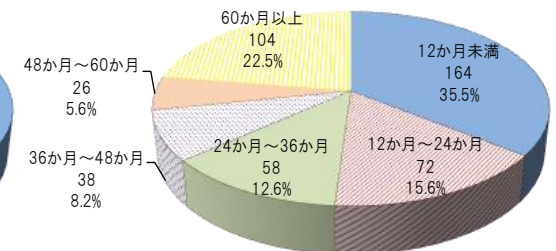
《請求期間の月数別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間の月数別の状況》



《国民年金の請求期間の月数別の状況》



- 注1 平成30年度の厚生局処理事案の請求件数である。
 注2 請求期間の月数は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ。).
 注3 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(849件)を含む。
 注4 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

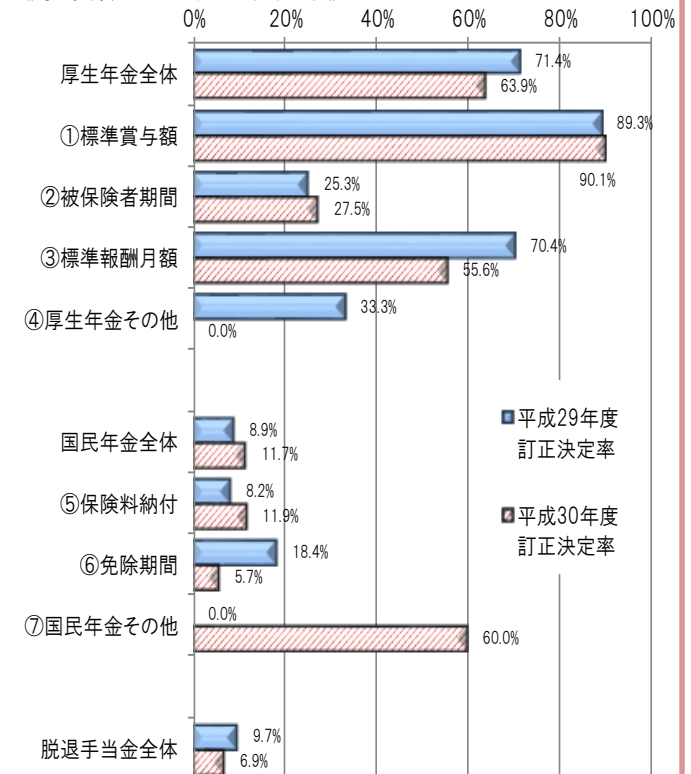
(1) 請求期間の分類(事案類型)別

ア 請求件数

(件)

事案類型	平成29年度					平成30年度				
	請求件数	訂正決定			不訂正決定	請求件数	訂正決定			不訂正決定
		全期間	一部期間	計			全期間	一部期間	計	
厚生年金	3,108	2,121	99	2,220	888	1,649	986	68	1,054	595
① 標準賞与額に係る訂正請求	2,064	1,844	0	1,844	220	849	765	0	765	84
② 被保険者期間に係る訂正請求	788	160	39	199	589	550	130	21	151	399
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	247	115	59	174	73	248	91	47	138	110
④ その他の訂正請求	9	2	1	3	6	2	0	0	0	2
国民年金	616	53	2	55	561	513	52	8	60	453
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	560	44	2	46	514	455	47	7	54	401
⑥ 免除期間に係る訂正請求	49	9	0	9	40	53	3	0	3	50
⑦ その他の訂正請求	7	0	0	0	7	5	2	1	3	2
脱退手当金	31	3	0	3	28	29	2	0	2	27
⑧ 支給期間の全期間訂正	31	3	0	3	28	27	2	0	2	25
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
合計	3,755	2,177	101	2,278	1,477	2,191	1,040	76	1,116	1,075

《事案類型別の訂正決定率》



注1 厚生局処理事案の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(計)の割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

イ 訂正月数・不訂正月数

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計 (月 数)
	訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	不 訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	
厚生年金	6,015月	5.7月	274月	17,515月	26.4月	391月	23,530月
① 標準賞与額に係る訂正請求	765月	1.0月	1月	84月	1.0月	1月	849月
② 被保険者期間に係る訂正請求	1,108月	7.3月	149月	11,563月	27.5月	264月	12,671月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	4,142月	30.0月	274月	5,506月	35.1月	391月	9,648月
④ その他の訂正請求	0月	0.0月	0月	362月	181.0月	357月	362月
国民年金	488月	8.1月	72月	21,020月	45.6月	434月	21,508月
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	444月	8.2月	72月	18,868月	46.2月	434月	19,312月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	34月	11.3月	12月	2,007月	40.1月	360月	2,041月
⑦ その他の訂正請求	10月	3.3月	6月	145月	48.3月	91月	155月
脱退手当金	186月	93.0月	147月	1,783月	66.0月	139月	1,969月
⑧ 支給期間の全期間訂正	186月	93.0月	147月	1,680月	67.2月	139月	1,866月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	103月	51.5月	56月	103月
合 計	6,689月	6.0月	274月	40,318月	35.0月	434月	47,007月

注1 平成30年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

2 それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

3 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(2) 請求期間(時期)別

		厚生年金			国民年金			脱退手当金			合 計		
		訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降	以前												
	～ 昭和16年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	3	14	17	0	0	0	0	1	1	3	15	18
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	1	8	9	0	0	0	1	1	2	2	9	11
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	5	22	27	0	0	0	0	7	7	5	29	34
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	6	33	39	0	0	0	1	5	6	7	38	45
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	6	27	33	4	32	36	0	9	9	10	68	78
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	5	39	44	6	27	33	0	3	3	11	69	80
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	13	53	66	7	48	55	0	1	1	20	102	122
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	24	58	82	9	73	82	0	0	0	33	131	164
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	18	65	83	17	67	84	0	0	0	35	132	167
昭和61年4月	～ 平成3年3月	24	51	75	6	60	66	0	0	0	30	111	141
平成3年4月	～ 平成8年12月	41	44	85	5	44	49	0	0	0	46	88	134
平成9年1月	～ 平成15年3月	23	42	65	1	38	39	0	0	0	24	80	104
平成15年4月	～ 平成19年3月	162	45	207	0	2	2	0	0	0	162	47	209
平成19年4月	～ 平成25年3月	312	49	361	0	15	15	0	0	0	312	64	376
平成25年4月	～	402	43	445	0	1	1	0	0	0	402	44	446
不	明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	1,045	593	1,638	55	407	462	2	27	29	1,102	1,027	2,129

注1 平成30年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(3) 請求期間の月数別

		厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計				
		訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計		
以上	未満														
	1か月	841	155	996	7	18	25	0	0	0	848	173	1,021		
	2か月	18	22	40	7	19	26	0	0	0	25	41	66		
	3か月	15	22	37	10	18	28	0	0	0	25	40	65		
4か月	～	6か月	18	38	56	8	19	27	0	0	0	26	57	83	
6か月	～	9か月	20	38	58	3	28	31	0	0	0	23	66	89	
9か月	～	12か月	16	29	45	5	22	27	0	0	0	21	51	72	
12か月	～	18か月	37	59	96	10	39	49	0	0	0	47	98	145	
18か月	～	24か月	11	36	47	1	22	23	0	0	0	12	58	70	
24か月	～	30か月	8	37	45	2	35	37	0	1	1	10	73	83	
30か月	～	36か月	10	19	29	0	21	21	0	2	2	10	42	52	
36か月	～	42か月	12	21	33	0	22	22	1	4	5	13	47	60	
42か月	～	48か月	3	20	23	0	16	16	0	2	2	3	38	41	
48か月	～	54か月	6	15	21	0	17	17	0	2	2	6	34	40	
54か月	～	60か月	1	8	9	0	9	9	0	4	4	1	21	22	
60か月	～		29	69	98	2	102	104	1	12	13	32	183	215	
不	明	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5		
合	計	1,045	593	1,638	55	407	462	2	27	29	1,102	1,027	2,129		
平	均	月	数	25.9月	30.3月	28.7月	9.6月	44.2月	40.0月	93.0月	66.0月	67.9月	23.6月	37.4月	33.7月

注1 平成30年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(849件)を含む。

5 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

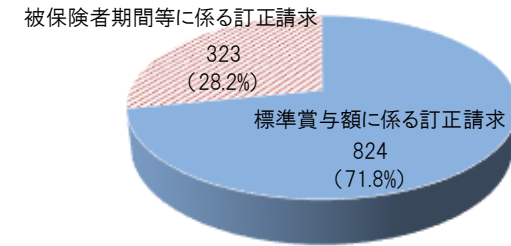
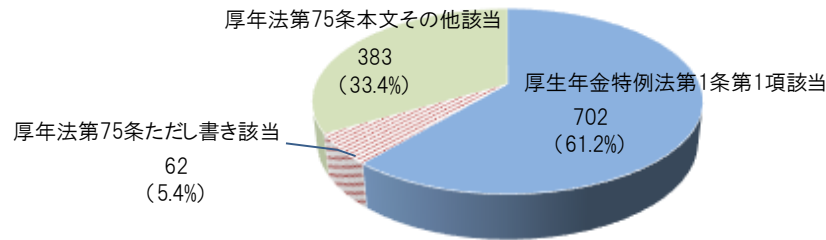
(件)

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	126	60	186	516	0	516	642	60	702
厚年法第75条ただし書き該当	39	18	57	5	0	5	44	18	62
厚年法第75条本文その他該当	38	42	80	303	0	303	341	42	383
合 計	203	120	323	824	0	824	1,027	120	1,147

注1 厚生年金事案に係る平成30年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》



・ 厚生年金の適用法の内容

① 厚生年金特例法第1条第1項該当

事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。

② 厚年法第75条ただし書き該当

請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。

③ 厚年法第75条本文その他該当

①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計		
	請求件数	積極的事情	消極的事情	請求件数	積極的事情	消極的事情	請求件数	積極的事情	消極的事情
厚生年金	1,054	6,001	3,153	595	1,953	3,250	1,649	7,954	6,403
① 標準賞与額に係る訂正請求	765	4,078	2,171	84	326	377	849	4,404	2,548
② 被保険者期間に係る訂正請求	151	1,145	519	399	1,316	2,285	550	2,461	2,804
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	138	778	463	110	305	575	248	1,083	1,038
④ その他の訂正請求	0	0	0	2	6	13	2	6	13
国民年金	60	306	154	453	672	2,328	513	978	2,482
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	54	285	145	401	597	2,096	455	882	2,241
⑥ 免除期間に係る訂正請求	3	14	6	50	74	227	53	88	233
⑦ その他の訂正請求	3	7	3	2	1	5	5	8	8
脱退手当金	2	5	6	27	27	124	29	32	130
⑧ 支給期間の全期間訂正	2	5	6	25	22	112	27	27	118
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	0	0	2	5	12	2	5	12
合 計	1,116	6,312	3,313	1,075	2,652	5,702	2,191	8,964	9,015

注1 平成30年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 「積極的事情」は、例えば厚生年金の場合、保険料控除を示す資料が存在する等、訂正請求に理由があると認める判断に資する事情をいう。

5 「消極的事情」は、例えば厚生年金の場合、当時既に事業所が廃業していた等、訂正請求に理由がないと認める判断に資する事情をいう。

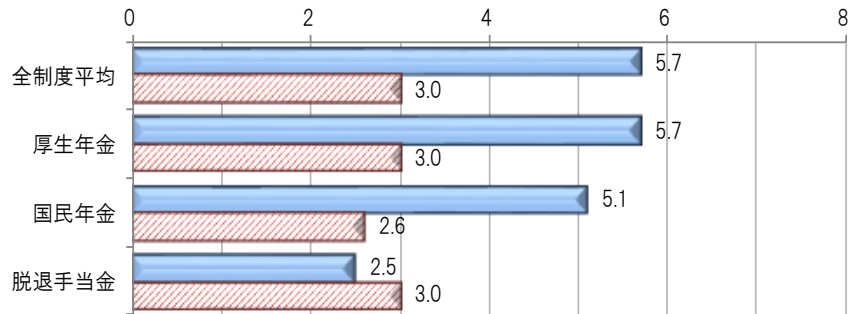
Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

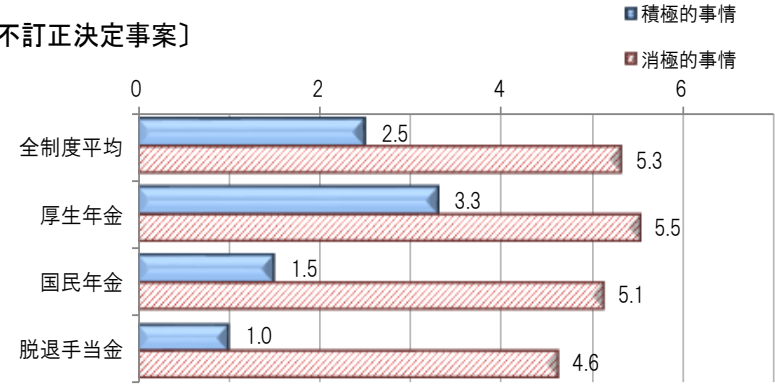
(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

《請求件数一件当たりの事情の収集状況》

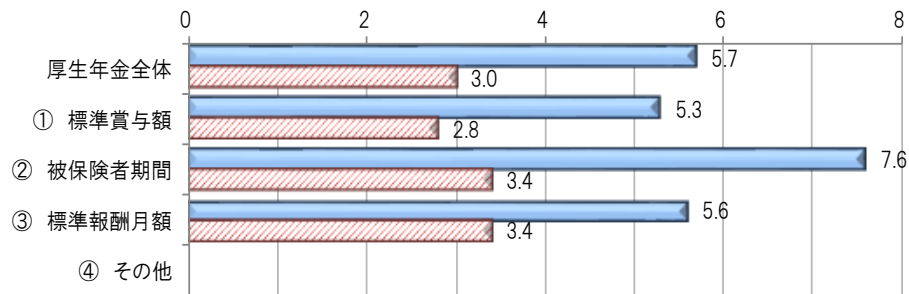
〔訂正決定事案〕



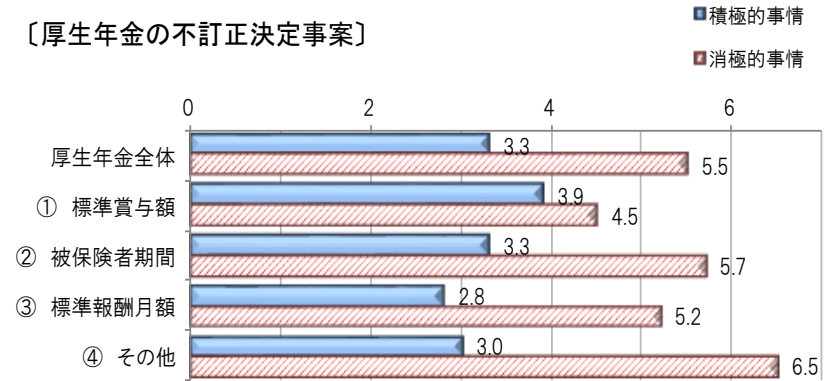
〔不訂正決定事案〕



〔厚生年金の訂正決定事案〕



〔厚生年金の不訂正決定事案〕

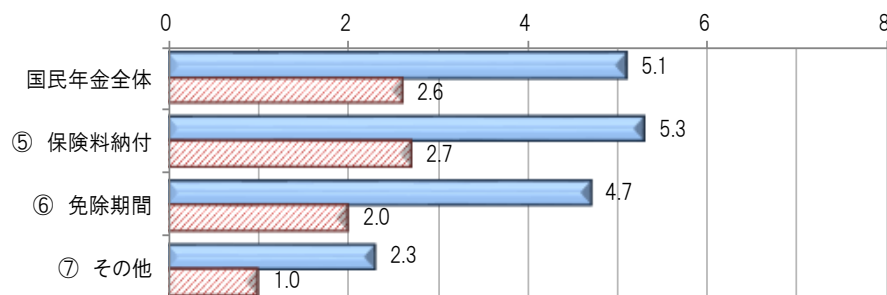


Ⅱ 請求内容・処分の状況

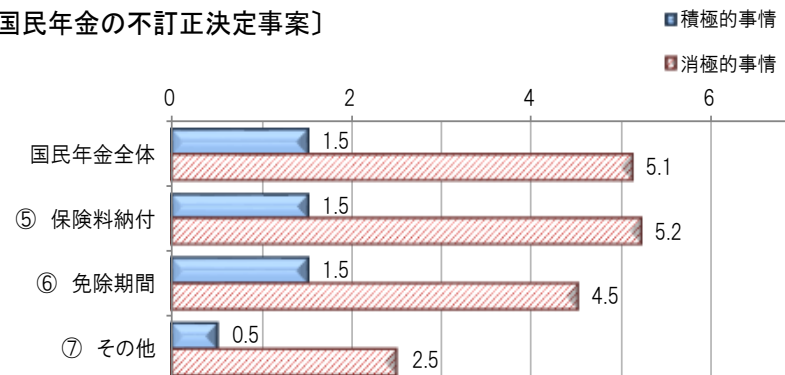
4 関連資料・周辺事情の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

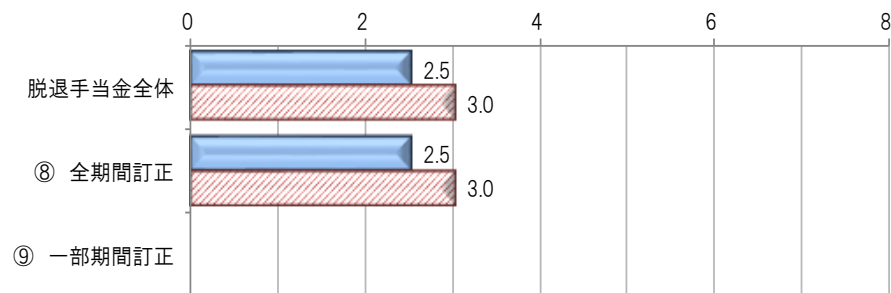
〔国民年金の訂正決定事案〕



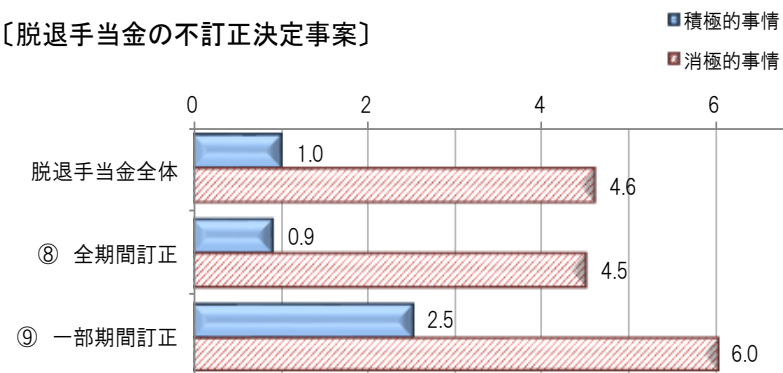
〔国民年金の不訂正決定事案〕



〔脱退手当金の訂正決定事案〕



〔脱退手当金の不訂正決定事案〕



II 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

ア 厚生年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事情を含む請求件数	消 極 的 事 情	事情を含む請求件数	
① 標準賞与額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	758 (99.1%)	代表取締役・事業主陳述・回答	70 (83.3%)	訂正決定 765
	代表取締役・事業主陳述・回答	506 (66.1%)	関連資料及び周辺事情がない	60 (71.4%)	
	商業登記簿謄本等	423 (55.3%)	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	44 (52.4%)	不訂正決定 84
	賃金台帳(本人)	379 (49.5%)	その他の陳述・回答	41 (48.8%)	
	給与明細書(本人)	268 (35.0%)	雇用契約書・雇入通知書等(本人)	20 (23.8%)	
② 被保険者期間	適用事業所の記録・要件あり	126 (83.4%)	関連資料及び周辺事情がない	359 (90.0%)	訂正決定 151
	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	97 (64.2%)	代表取締役・事業主陳述・回答	269 (67.4%)	
	雇用保険記録(本人)	94 (62.3%)	雇用保険記録(本人)	195 (48.9%)	不訂正決定 399
	代表取締役・事業主陳述・回答	90 (59.6%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	168 (42.1%)	
	商業登記簿謄本等	81 (53.6%)	上司、従業員陳述・回答	163 (40.9%)	
③ 標準報酬月額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	138 (100.0%)	関連資料及び周辺事情がない	91 (82.7%)	訂正決定 138
	給与明細書(本人)	101 (73.2%)	代表取締役・事業主陳述・回答	87 (79.1%)	
	商業登記簿謄本等	81 (58.7%)	その他の記録	62 (56.4%)	不訂正決定 110
	代表取締役・事業主陳述・回答	58 (42.0%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	47 (42.7%)	
	雇用保険記録(本人)	54 (39.1%)	給与明細書(本人)	30 (27.3%)	

注1 平成30年度の厚生局処理事案に係る訂正決定事案のうち当該積極的事情を含む請求件数及び不訂正決定事案のうち当該消極的事情を含む請求件数の多い順に記載している。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情を含む請求件数の割合である。

II 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

イ 国民年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事情を含む請求件数	消 極 的 事 情	事情を含む請求件数	
⑤ 保険料納付	請求期間が短期間	45 (83.3%)	別番号の払出なし	257 (64.1%)	訂正決定
	請求期間の数が少数	19 (35.2%)	主張の矛盾・事実との相違	151 (37.7%)	54
	請求期間の前後の期間は納付済	19 (35.2%)	請求期間は未加入期間であるため納付できない	149 (37.2%)	不訂正決定
	主張する納付方法・届出手続き・納付場所等が当時の取扱と一致	19 (35.2%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	142 (35.4%)	401
	請求期間以外に未納なし	17 (31.5%)	請求者が納付等に非関与	138 (34.4%)	
⑥ 免除期間	請求期間が短期間	3 (100.0%)	別番号の払出なし	23 (46.0%)	訂正決定
	請求期間の数が少数	2 (66.7%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	18 (36.0%)	3
	請求期間の前後の期間は免除	2 (66.7%)	承認の記憶があいまい	15 (30.0%)	不訂正決定
	世帯の生活状況に大きな変化なし	2 (66.7%)	請求期間が長期間	14 (28.0%)	50
	請求期間以外に未納なし	1 (33.3%)	払出前であり、当時免除手続できない	14 (28.0%)	

ウ 脱退手当金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事情を含む請求件数	消 極 的 事 情	事情を含む請求件数	
⑧ 全期間訂正	おおむね1年程度経過後の支給	2 (100.0%)	支給額に計算誤りなし	21 (84.0%)	訂正決定
	旧姓により支給	2 (100.0%)	名簿等に「脱」表示あり	19 (76.0%)	2
			資格喪失後6か月以内の支給	13 (52.0%)	不訂正決定
			訂正請求期間と訂正請求期間後の記号番号別	10 (40.0%)	25
		当時の同僚の記録(大部分に支給記録あり)	7 (28.0%)		

注1 平成30年度の厚生局処理事案に係る訂正決定事案のうち当該積極的事情を含む請求件数及び不訂正決定事案のうち当該消極的事情を含む請求件数の多い順に記載している。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情を含む請求件数の割合である。

II 請求内容・処分の状況

5 日本年金機構段階の訂正状況

○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(平成30年度)

訂正処理基準区分	処理件数	(割合)	
厚生年金	2,191	(99.6%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	0	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	1	(0.0%)	<0.0%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	3	(0.1%)	<0.1%>
④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 資格喪失日が不明である事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)	2,100	(95.5%)	<95.8%>
⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)	2	(0.1%)	<0.1%>
⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)	83	(3.8%)	<3.8%>
国民年金	8	(0.4%)	<100.0%>
⑨ 関連資料がある事案	1	(0.0%)	<12.5%>
⑩ 関連資料がない事案	7	(0.3%)	<87.5%>
脱退手当金(⑪)	0	(0.0%)	
合 計	2,199	(100.0%)	

注1 平成30年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

II 請求内容・処分の状況

5 日本年金機構段階の訂正状況

- 訂正処理基準区分の内容
 - ① 不適正な遡及処理事案の同僚事案
訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであること
 - ② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案
全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること
 - ③ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案
不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること
※ a 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている
b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
 - ④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案
年金事務所等(年金事務所及び事務センターをいう。以下同じ。)において保管する紙台帳が、火災、地震、風水害又は戦災等によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できない事案であること
 - ⑤ 資格喪失日が不明である事案
年金事務所等において保管していた紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること
 - ⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)
事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
 - ⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)
転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること
 - ⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)
事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
 - ⑨ 関連資料がある事案
国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること
 - ⑩ 関連資料がない事案
関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること
 - ⑪ 脱退手当金
本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(平成30年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部会数)	(1)	(3)	(8)	(3)	(7)	(4)	(6)	(5)	(2)	(1)	(4)	(44)
部会開催回数	25	39	94	47	124	57	68	95	24	11	46	630
審議件数	61	56	162	57	209	81	126	200	79	19	99	1,149
厚生年金	46	28	118	38	141	54	87	138	65	14	66	795
国民年金	15	26	40	18	67	25	36	53	13	5	27	325
脱退手当金	0	2	4	1	1	2	3	9	1	0	6	29

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(平成30年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	6	4	4	0	2	1	0	2	0	0	2	21
厚生年金	3	1	2	0	1	1	0	0	0	0	1	9
国民年金	3	3	2	0	1	0	0	2	0	0	1	12
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

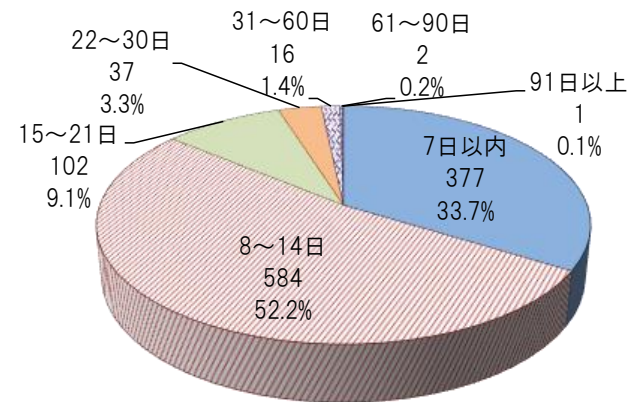
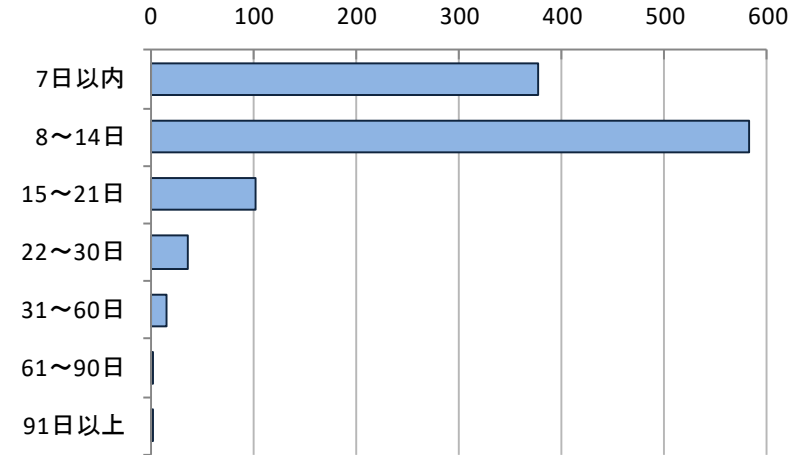
(3) 諮問期間の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
7日以内	273	94	10	377
8日～14日	398	171	15	584
15日～21日	78	22	2	102
22日～30日	24	11	2	37
31日～60日	6	10	0	16
61日～90日	1	1	0	2
91日以上	0	1	0	1
合計	780	310	29	1,119
平均日数	9.9日	11.1日	10.3日	10.2日

注1 平成30年度の厚生局処理事案を対象とし、諮問答申が行われた事案の件数である。

注2 諮問期間は、諮問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。

《全制度合計・諮問期間階層別の件数》



Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度上期 (令和元年9月末現在)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78	23	10	4	37
裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87	31	30	6	67
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76	28	30	6	64
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9	2	0	0	2
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5	1	0	0	1

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等)の内容とするもの対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。

4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(2) 被保険者年齢階層別

(件)

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上	未満				
80歳	～	20	5	2	27
75歳	～ 80歳	4	4	3	11
70歳	～ 75歳	4	5	0	9
65歳	～ 70歳	2	3	0	5
60歳	～ 65歳	7	7	0	14
50歳	～ 60歳	4	2	0	6
40歳	～ 50歳	2	3	0	5
30歳	～ 40歳	1	0	0	1
20歳	～ 30歳	0	0	0	0
18歳	～ 20歳	0	0	0	0
	～ 18歳	0	0	0	0
合	計	44	29	5	78

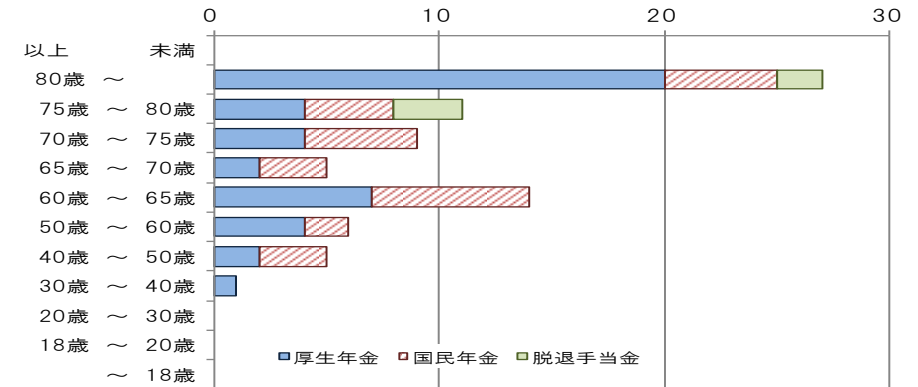
注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時時点の年齢である
(被保険者が死亡している場合も同じ。)

(3) 被保険者の区分別

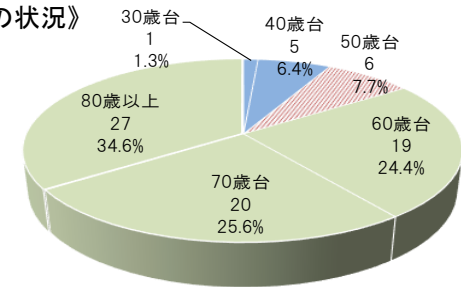
(件)

	被 保 険 者 の 区 分			合計
	裁定済み者	納付要件充足者	その他	
厚生年金	33	2	9	44
国民年金	18	1	10	29
脱退手当金	5	0	0	5
合計	56	3	19	78
割合	71.8%	3.8%	24.4%	100.0%

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別の状況》



- 裁定済み者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者(年金受給者)
- 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者
- その他
「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者(現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等)

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(4) 請求期間の分類(事案類型)別

事案類型	平成29年度		平成30年度		事案類型の内容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	84	(100.0%)	73	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	25	(29.8%)	2	(2.7%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	44	(52.4%)	48	(65.8%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	13	(15.5%)	14	(19.2%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	2	(2.4%)	9	(12.3%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	62	(100.0%)	57	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	53	(85.5%)	51	(89.5%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	2	(3.2%)	6	(10.5%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	7	(11.3%)	0	(0.0%)	・第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	9	(100.0%)	5	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	9	(100.0%)	5	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合計	155		135		

注1 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間があり得る。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
訴訟事件の件数	28	8	4	40
平成29年度末時点において係争中	18	5	3	26
平成30年度における提訴	7	2	1	10
令和元年度上期における提訴	3	1	0	4
事案類型	・被保険者期間 21件 ・標準報酬月額 9件 ※重複事案あり	・納付記録 8件	・全期間 3件 ・一部期間 1件	
請求の趣旨				
原処分取消	21 ※	6	3 ※	30
原処分及び裁決取消	4	2	1	7
裁決取消	1	0	0	1
その他	2	0	0	2

注1) 「平成29年度末時点において係争中」の件数は、平成30年3月31日時点における件数を計上している。

注2) 「令和元年度上期末時点において係争中」の件数は、令和元年9月30日時点における件数を計上している。

※ 厚生年金1件及び脱退手当金2件は、年金の給付等についても請求している。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	19	4	3	26
裁決前の提訴	5	0	0	5
裁決後の提訴	14	4	3	21
審査請求なし	9	4	1	14

(3) 判決・係争の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
確定した判決件数	15	5	2	22
取下げ件数	1	0	1	2
令和元年度上期末時点において係争中	12	3	1	16

IV 事務実施体制

1 事務執行体制

処理機関	所管業務	権限の委任等	執行体制
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> 原簿の訂正に関する方針(基本方針)並びに基本方針に基づく認定基準、事務取扱等の制定及び変更 社会保障審議会年金記録訂正分科会の庶務 訂正請求に対する処分に係る審査請求に関する事務 	—	年金局事業管理課に年金記録審査室を設置
地方厚生(支)局長	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求に係る調査及び審査、処分に係る諮問、決定処分その他訂正請求に関する事務 地方年金記録訂正審議会の庶務 	<p>次の厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任(厚年法第100条の9第1項及び第2項、国年法第109条の9第1項及び第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 訂正請求に関して、関係機関等に資料の提供及び報告を求める権限(厚年法施行規則第108条第1項第3号、国年法施行規則第113条第1項第1号) 訂正請求に対して決定処分をする権限(厚年法施行令第4条の4の2、国年法施行令第11条の12の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生(支)局に年金審査課を設置 関東信越厚生局に千葉、東京及び神奈川の各年金審査分室を設置
日本年金機構	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求を受理するとともに、事業所又は関係機関等から参考資料を収集 日本年金機構段階で訂正できる場合に該当するときは、請求者の同意を得て、記録を訂正 	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求を受理する権限を日本年金機構に委任(厚年法第100条の4第1項第7号の2、国年法第109条の4第1項第4号の2) 日本年金機構段階で記録訂正できる旨を基本方針「第4」に規定 	全国の年金事務所(312か所)で訂正請求を受理

IV 事務実施体制

2 諮問機関

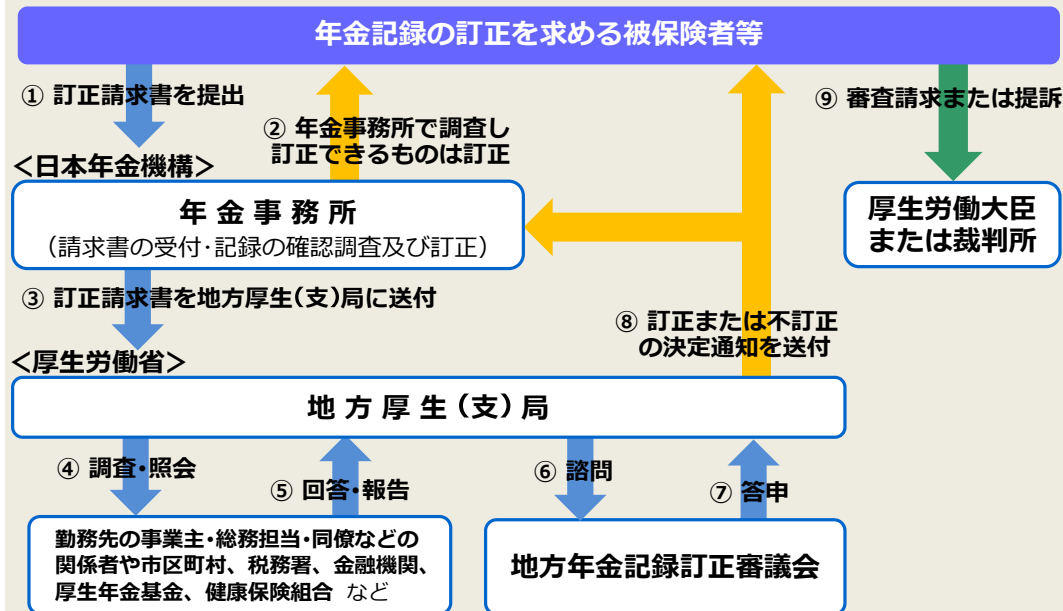
諮問機関	所掌事務	諮問機関の読替	体制・構成
社会保障審議会 年金記録訂正分科会	基本方針又は基本方針に基づく認定基準、事務取扱等を定め若しくは変更するときに、厚生労働大臣から諮問を受け、答申する	_____	大学教授、弁護士、社会保険労務士、税理士等の民間有識者10名により構成
地方年金記録訂正審議会	<ul style="list-style-type: none"> 訂正請求に対する決定処分をする際、地方厚生(支)局長の諮問を受け、答申する 上記の諮問について、事業主が保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付した事実が明らかでない場合に該当するときは、その旨の意見を述べる 	訂正請求の決定処分に係る権限が地方厚生局(支)長に委任された場合は、左記の事務は地方年金記録訂正審議会が行う(厚年法第100条の9第3項、国年法第109条の9第3項、厚生年金特例法第1条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生局(全国7か所)に設置され、弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士等の民間有識者(全国で152名)により構成 審議会の下に原則委員4名で構成される部会(全国で36部会)を設置 四国厚生支局及び年金審査分室には、当該拠点の専門部会(12部会)を設置 (平成31年4月現在)

参考資料1 年金記録の訂正手続について

○ 総務省に年金記録確認第三者委員会が平成19年6月臨時の機関として設けられ、発足当初は主に過去の記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていましたが、事業主の届出漏れ・誤りに起因するなど比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められました。

○ このため平成26年6月に法律を改正、年金制度に恒常的な記録訂正の手続を新たに整備し、平成27年3月から年金事務所において年金記録の「訂正請求」の受付を開始、同年4月から地方厚生局に設置された民間有識者からなる「地方年金記録訂正審議会」において審議が開始されました。

年金記録の訂正手続の流れ



(訂正手続の流れ)

- ① 年金記録が事実と異なると思われる被保険者等は、年金事務所に訂正請求書を提出
- ② 年金事務所において記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所ですぐに記録を訂正。年金受給権者の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更
- ③ 年金事務所ですぐに記録訂正できないものは、訂正請求書を地方厚生(支)局に送付
- ④・⑤ 地方厚生(支)局において関連資料や周辺事情の収集・調査を実施
- ⑥・⑦ 地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議）において審議
- ⑧ 地方厚生(支)局長は地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正（不訂正）を決定
- ⑨ 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

件数の区分	平成29年度計	平成30年										平成31年			平成30年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受付件数	4,621	368	367	320	168	248	374	290	206	288	251	204	341	3,425	
厚生年金	4,206	314	338	293	138	226	338	254	173	261	227	179	320	3,061	
（個別請求）	1,620	87	80	99	74	66	84	103	62	63	65	67	81	931	
（一括請求）	2,586	227	258	194	64	160	254	151	111	198	162	112	239	2,130	
国民年金	373	49	27	26	26	21	32	33	33	24	22	23	20	336	
脱退手当金	42	5	2	1	4	1	4	3	0	3	2	2	1	28	
処理件数	4,742	140	304	270	426	316	167	309	402	200	172	253	304	3,263	
厚生年金	4,352	119	283	245	387	273	141	282	370	171	150	224	271	2,916	
（個別請求）	1,686	60	97	132	79	73	72	76	67	78	64	78	57	933	
（一括請求）	2,666	59	186	113	308	200	69	206	303	93	86	146	214	1,983	
国民年金	358	20	19	22	35	38	24	24	29	29	19	27	32	318	
脱退手当金	32	1	2	3	4	5	2	3	3	0	3	2	1	29	
地方厚生(支)局で処理	1,859	65	96	136	102	108	81	90	90	101	66	92	92	1,119	
厚生年金	1,478	45	76	113	64	65	55	63	59	73	44	63	60	780	
（個別請求）	1,307	45	72	110	51	55	54	55	58	69	42	61	44	716	
（一括請求）	171	0	4	3	13	10	1	8	1	4	2	2	16	64	
国民年金	350	19	18	20	34	38	24	24	28	28	19	27	31	310	
脱退手当金	31	1	2	3	4	5	2	3	3	0	3	2	1	29	
日本年金機構で記録訂正	2,883	75	208	134	324	208	86	219	312	99	106	161	212	2,144	
厚生年金	2,874	74	207	132	323	208	86	219	311	98	106	161	211	2,136	
（個別請求）	379	15	25	22	28	18	18	21	9	9	22	17	13	217	
（一括請求）	2,495	59	182	110	295	190	68	198	302	89	84	144	198	1,919	
国民年金	8	1	1	2	1	0	0	0	1	1	0	0	1	8	
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訂正請求の取下げ等	257	29	24	32	18	27	29	24	18	14	17	16	14	262	
厚生年金	219	25	16	27	13	25	27	23	15	12	12	14	10	219	
（個別請求）	182	10	10	8	6	15	7	15	9	7	12	10	6	115	
（一括請求）	37	15	6	19	7	10	20	8	6	5	0	4	4	104	
国民年金	36	3	8	5	5	2	2	1	3	1	5	2	4	41	
脱退手当金	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	

注1 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

注2 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

件数の区分	平成31年	令和元年								令和2年			令和元年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受付件数	147	210	327	534	439	383	-	-	-	-	-	-	2,040	23,894
厚生年金	123	183	291	505	406	345	-	-	-	-	-	-	1,853	21,306
（個別請求）	60	51	84	269	208	147	-	-	-	-	-	-	819	9,486
（一括請求）	63	132	207	236	198	198	-	-	-	-	-	-	1,034	11,820
国民年金	22	24	30	28	30	35	-	-	-	-	-	-	169	2,373
脱退手当金	2	3	6	1	3	3	-	-	-	-	-	-	18	215
処理件数	186	290	108	270	201	510	-	-	-	-	-	-	1,565	21,038
厚生年金	164	270	88	246	180	490	-	-	-	-	-	-	1,438	18,860
（個別請求）	51	50	71	76	64	116	-	-	-	-	-	-	428	7,851
（一括請求）	113	220	17	170	116	374	-	-	-	-	-	-	1,010	11,009
国民年金	21	18	16	23	19	18	-	-	-	-	-	-	115	1,995
脱退手当金	1	2	4	1	2	2	-	-	-	-	-	-	12	183
地方厚生(支)局で処理	68	74	76	83	62	90	-	-	-	-	-	-	453	8,394
厚生年金	46	54	57	60	41	70	-	-	-	-	-	-	328	6,283
（個別請求）	43	45	54	58	38	52	-	-	-	-	-	-	290	5,630
（一括請求）	3	9	3	2	3	18	-	-	-	-	-	-	38	653
国民年金	21	18	15	22	19	18	-	-	-	-	-	-	113	1,933
脱退手当金	1	2	4	1	2	2	-	-	-	-	-	-	12	178
日本年金機構で記録訂正	118	216	32	187	139	420	-	-	-	-	-	-	1,112	12,644
厚生年金	118	216	31	186	139	420	-	-	-	-	-	-	1,110	12,577
（個別請求）	8	5	17	18	26	64	-	-	-	-	-	-	138	2,221
（一括請求）	110	211	14	168	113	356	-	-	-	-	-	-	972	10,356
国民年金	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	2	62
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	5
訂正請求の取下げ等	11	13	10	15	15	17	-	-	-	-	-	-	81	1,599
厚生年金	10	10	7	15	13	13	-	-	-	-	-	-	68	1,349
（個別請求）	9	7	6	11	11	7	-	-	-	-	-	-	51	984
（一括請求）	1	3	1	4	2	6	-	-	-	-	-	-	17	365
国民年金	1	3	3	0	2	4	-	-	-	-	-	-	13	235
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	15

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

3 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

4 令和元年度計は、平成31年4月から令和元年9月までの間の各件数の合計であり、累計は、平成27年3月から令和元年9月までの間の各件数の合計(切替事案を含む。)である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処分の区分	平成29 年度計	平成30年										平成31年			平成30 年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
訂正決定	1,097	28	48	77	45	45	26	40	35	41	29	43	40	497	
厚生年金	1,050	25	45	77	39	35	25	38	29	40	24	40	35	452	
(個別請求)	902	25	41	74	26	26	24	30	28	37	22	38	19	390	
(一括請求)	148	0	4	3	13	9	1	8	1	3	2	2	16	62	
国民年金	44	3	3	0	5	9	1	2	6	1	5	3	5	43	
脱退手当金	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
全期間訂正	958	21	40	66	37	35	21	35	25	36	23	37	27	403	
厚生年金	914	20	39	66	31	26	20	33	22	35	21	34	24	371	
(個別請求)	772	20	35	63	18	17	19	25	21	32	19	32	8	309	
(一括請求)	142	0	4	3	13	9	1	8	1	3	2	2	16	62	
国民年金	41	1	1	0	5	8	1	2	3	1	2	3	3	30	
脱退手当金	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
一部期間訂正	139	7	8	11	8	10	5	5	10	5	6	6	13	94	
厚生年金	136	5	6	11	8	9	5	5	7	5	3	6	11	81	
(個別請求)	130	5	6	11	8	9	5	5	7	5	3	6	11	81	
(一括請求)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国民年金	3	2	2	0	0	1	0	0	3	0	3	0	2	13	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不訂正決定	759	37	48	59	56	62	54	50	55	60	36	49	52	618	
厚生年金	428	20	31	36	25	29	29	25	30	33	19	23	25	325	
(個別請求)	405	20	31	36	25	28	29	25	30	32	19	23	25	323	
(一括請求)	23	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	
国民年金	303	16	15	20	28	29	23	22	22	27	14	24	26	266	
脱退手当金	28	1	2	3	3	4	2	3	3	0	3	2	1	27	
請求却下	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	4	
厚生年金	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3	
(個別請求)	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国民年金	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1,859	65	96	136	102	108	81	90	90	101	66	92	92	1,119	
厚生年金	1,478	45	76	113	64	65	55	63	59	73	44	63	60	780	
(個別請求)	1,307	45	72	110	51	55	54	55	58	69	42	61	44	716	
(一括請求)	171	0	4	3	13	10	1	8	1	4	2	2	16	64	
国民年金	350	19	18	20	34	38	24	24	28	28	19	27	31	310	
脱退手当金	31	1	2	3	4	5	2	3	3	0	3	2	1	29	

注 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処分の区分	平成31年	令和元年									令和2年			令和元年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
訂正決定	29	35	34	36	22	49	-	-	-	-	-	-	205	4,216	
厚生年金	27	34	31	35	19	48	-	-	-	-	-	-	194	3,934	
(個別請求)	24	25	28	33	16	30	-	-	-	-	-	-	156	3,329	
(一括請求)	3	9	3	2	3	18	-	-	-	-	-	-	38	605	
国民年金	2	1	2	1	3	1	-	-	-	-	-	-	10	270	
脱退手当金	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	12	
全期間訂正	24	27	18	28	15	44	-	-	-	-	-	-	156	3,521	
厚生年金	24	26	17	27	14	44	-	-	-	-	-	-	152	3,315	
(個別請求)	21	17	14	25	11	26	-	-	-	-	-	-	114	2,731	
(一括請求)	3	9	3	2	3	18	-	-	-	-	-	-	38	584	
国民年金	0	1	0	1	1	0	-	-	-	-	-	-	3	194	
脱退手当金	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	12	
一部期間訂正	5	8	16	8	7	5	-	-	-	-	-	-	49	695	
厚生年金	3	8	14	8	5	4	-	-	-	-	-	-	42	619	
(個別請求)	3	8	14	8	5	4	-	-	-	-	-	-	42	598	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	21	
国民年金	2	0	2	0	2	1	-	-	-	-	-	-	7	76	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
不訂正決定	39	39	41	47	40	41	-	-	-	-	-	-	247	4,159	
厚生年金	19	20	26	25	22	22	-	-	-	-	-	-	134	2,341	
(個別請求)	19	20	26	25	22	22	-	-	-	-	-	-	134	2,293	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	48	
国民年金	19	17	12	21	16	17	-	-	-	-	-	-	102	1,652	
脱退手当金	1	2	3	1	2	2	-	-	-	-	-	-	11	166	
請求却下	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	19	
厚生年金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	8	
(個別請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	8	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
国民年金	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	11	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
合計	68	74	76	83	62	90	-	-	-	-	-	-	453	8,394	
厚生年金	46	54	57	60	41	70	-	-	-	-	-	-	328	6,283	
(個別請求)	43	45	54	58	38	52	-	-	-	-	-	-	290	5,630	
(一括請求)	3	9	3	2	3	18	-	-	-	-	-	-	38	653	
国民年金	21	18	15	22	19	18	-	-	-	-	-	-	113	1,933	
脱退手当金	1	2	4	1	2	2	-	-	-	-	-	-	12	178	

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

3 令和元年度計は、平成31年4月から令和元年9月までの間の各件数の合計であり、累計は、平成27年3月から令和元年9月までの間の各件数の合計(切替事案を含む。)である。

参考資料4 関係条文

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四条の四の二 法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限は、法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第二十八条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百八条 法第百条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

三 法第百条の二第二項の規定による資料の提供の求め(訂正請求に係るものに限る。)並びに同条第五項の規定による資料の提供の求め及び報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

参考資料4 関係条文

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあつては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当すると社会保障審議会の意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

国民年金法(昭和34年法律第141号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

四の二 第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
- 3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

参考資料4 関係条文

国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第十一条の十二の二 法第十四条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項（同条第二項 において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条 に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項 の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百十三条 法第百九条の九第一項 の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第百八条第一項 の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)